

【前期 第二問】

甲は、隣人トラブルから A のことを日頃から疎ましく思っていた。あるとき A を痛い目にあわせてやろうと思いついて、深夜の木々の生い茂る人気のない公園に呼び出し、あらかじめ設置しておいた手製の爆弾を爆発させた。この時、甲は離れた場所から A を監視し、A が爆弾に近づく瞬間を見計らって爆発のスイッチを押した。その結果、A は爆発に伴う多量の熱や炎により焼死した。

B は偶然にも同日友人 2 人とともに同公園に肝試しをしに来ており、この爆発にまきこまれた。この結果、B らはそれぞれ重度の火傷を負った。

尚、甲は、自身で製作した爆弾の威力等について一切の検証をしておらず、A は死亡するかもしれないがそれでもかまわないと考えていた。また、甲は B らと面識はなく、同公園内にいることを認識していなかった。

甲の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和 53 年 7 月 28 日第三小法廷判決